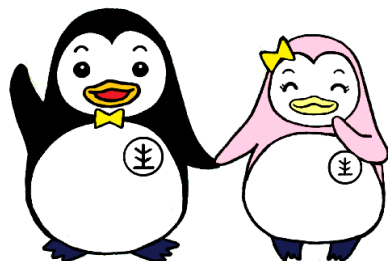


更生保護における 居住支援について



更生保護マスコットキャラクター

ホゴちゃん サラちゃん

令和6年6月
法務省保護局



立ち直りを願う
幸せの黄色い羽根

更生保護の実施体制

～様々な立場から更生保護を支える人がいます～

法務省保護局

更生保護に関する企画立案などを行っている。

地方更生保護委員会

高等裁判所の管轄区域ごとに設置される地方支分部局。主として仮釈放等の事務を行っている。

全国 **8** か所

保護観察所

地方裁判所の所在地に設置される地方支分部局。更生保護の第一線の実施機関。

全国 **50** か所
(都府県 1 か所、
北海道 4 か所)



保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学などの専門的知識に基づき指導や支援を行い、立ち直りを支える国家公務員です

更生保護を支える民間ボランティア・団体

官民協働態勢



保護司

保護観察官と共に立ち直りを支える民間ボランティアです
「保護観察」の対象となった人の生活を見守り、様々な相談にのったり指導をしたりしています

46,584人
(R6.1.1)



更生保護施設 など

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに、一定期間、宿泊場所を提供し、社会復帰に向けた支援などを行う民間の施設です

102施設
(R6.4.1)

住居



協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちの、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です

24,968人
(R5.10.1)



更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体です

120,742人
(R6.4.1)



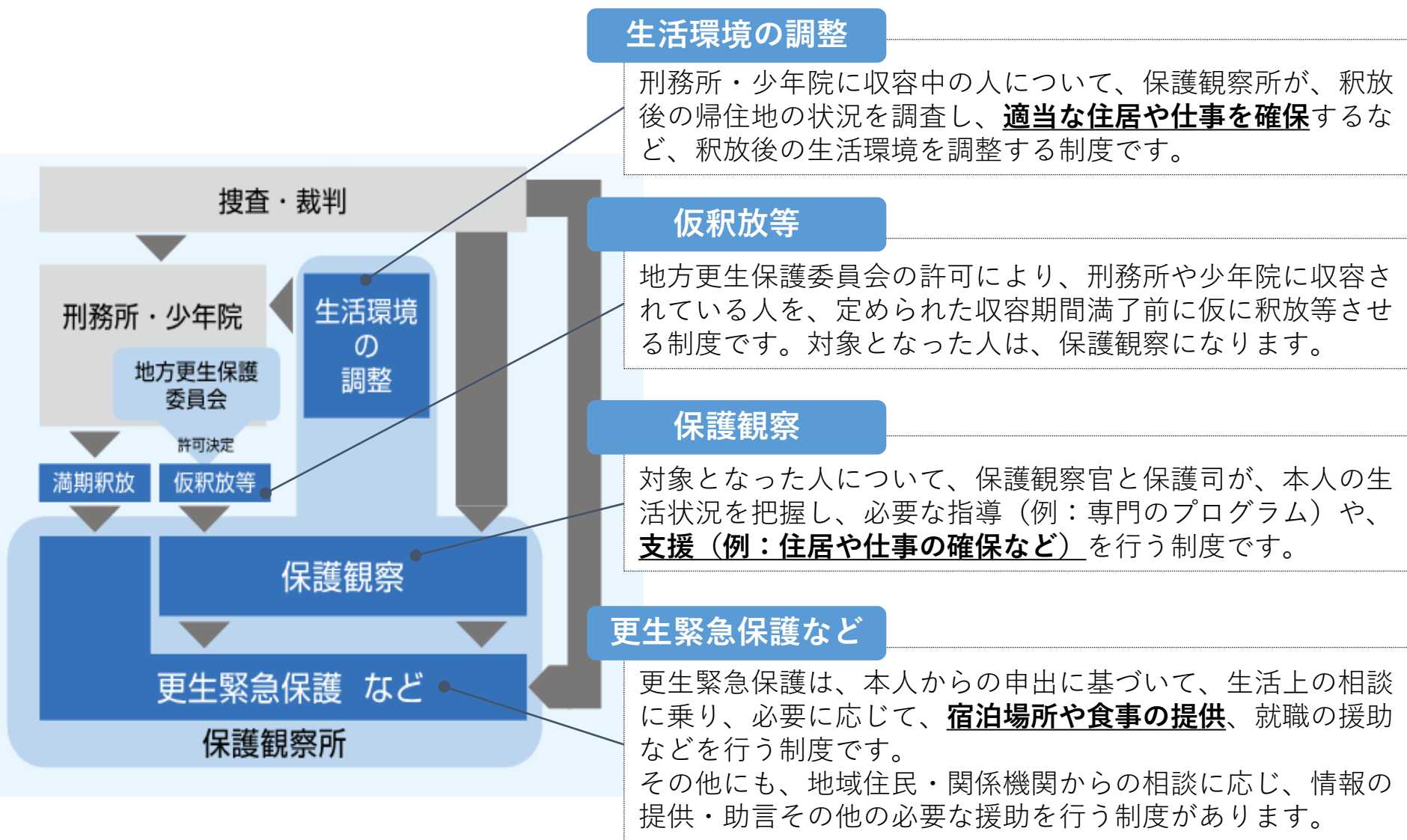
BBS会

様々な課題を抱える少年たちと一緒に悩み、学び、楽しむ青年ボランティア団体です

4,487人
(R6.1.1)

更生保護の役割等

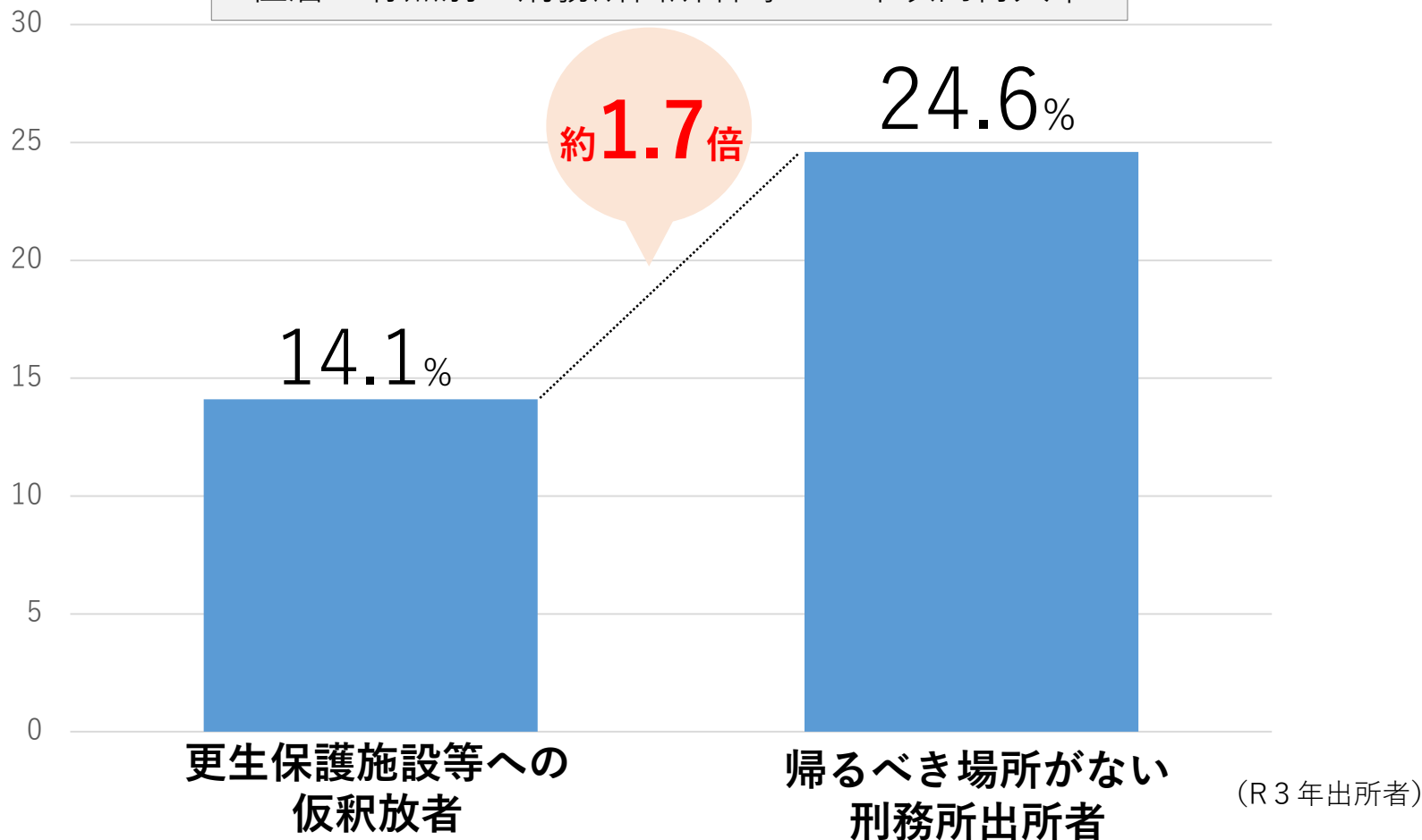
～刑事司法手続のアンカーを担います～



刑務所出所者等に対する居住支援の必要性

帰るべき場所がない刑務所出所者等は
仮釈放者と比較して 再犯リスクが高い

住居の有無別の刑務所出所者等の2年以内再入率



再犯防止に向けた取組 ～第二次再犯防止推進計画～

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、**個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援**を実現すること。
- ② **就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点**を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、**国・地方公共団体・民間協力者等の連携**を更に強固にすること。

7つの重点課題とその具体的施策

- ① **就労・住居の確保**
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動の促進
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

（具体的施策）地域社会における定住先の確保

ア 居住支援法人との連携の強化【施策番号22】
法務省は、国土交通省の協力を得て、保護観察対象者等の住居の確保のため、**居住支援法人との連携を強化**し（略）更なる連携の方策を検討する。

また（略）住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに（略）入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。

住宅セーフティネット制度における 刑務所出所者等の位置づけ

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

- ・ 外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、**矯正施設退所者等**、生活困窮者など)
- ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(第3条)

- ⑧ 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第四十八条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第二十六条第一項に規定する**保護観察に付されている者**又は更生保護法第八十五条第一項(売春防止法第三十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する**更生緊急保護を受けている者**

刑務所出所者等に対する居住支援①

～更生保護施設～

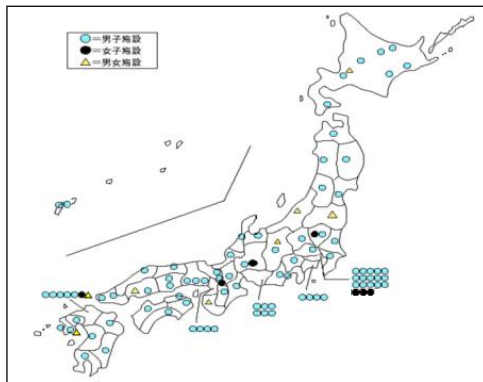
更生保護施設の役割

- ◆ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に対し、国の委託を受けて宿泊場所の供与、食事の給与、生活指導等の保護を行う民間施設（刑務所出所者等に対する住居確保による社会復帰支援の中核的担い手）
- ◆ 仮釈放者の約3割を収容保護するなど、国の刑事政策上の基本的制度を維持する上で必要不可欠な施設

更生保護施設における処遇

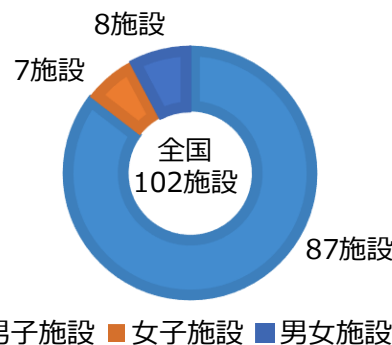
- SST（社会生活技能訓練）、酒害・薬害教育等、特性に応じた多様な指導や支援〔特定補導〕を実施するなど、入所者・退所者等の地域移行と再犯防止を推進
- 全国77施設に福祉スタッフを配置し、高齢・障害者を受け入れるための取組を実施（H21年度～）
（主に少年を受け入れる更生保護施設（3施設）にも福祉スタッフを配置（R4年度～））
- 全国25施設に薬物専門スタッフを配置し、薬物依存からの回復に向けた重点的な処遇を実施（H25年度～）
- 全国19施設に訪問支援スタッフを配置し、更生保護施設退所者等に対して訪問により生活相談等を行う取組〔訪問支援事業〕を実施（R3年度～）

保護の概況



(R6.4.1現在)

- ◆施設数 102施設
- ◆定員 2,403人



体制

◆経営主体

更生保護法人	99施設
社会福祉法人	1施設
NPO法人	1施設
一般社団法人	1施設

- ・収入の8割以上が、国から支弁される更生保護委託費であり、財政基盤が脆弱な法人が多い。

◆職員体制

- ・常勤職員 5名程度
- ・非常勤職員（調理員、宿日直職員等）を配置

刑務所出所者等に対する居住支援②

～自立準備ホーム～

更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



H23年度～

新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策

保護観察所

委託

業務指示

(自立準備ホーム)
民間の法人等



生活支援



借り上げアパート



施設の一室



(食事の提供)

- ・ 更生保護施設以外の宿泊場所を確保している法人等が、「住居」と「生活支援」を一体的に提供
- ・ 毎日対象者と接触し、日常生活の支援や自立に向けた支援を実施
- ・ 「食事」の提供も可能

自立

路上生活者を支援するNPO法人、薬物依存症者リハビリテーション施設を運営するNPO法人等で、事業を確実に実施できると認められる事業者

刑務所出所者等に対する居住支援 ～更生保護施設等の課題～

- 更生保護施設等は一時的な住居であり、入所した出所者等は、自立のために必要な資金を確保するなどして、一定期間の経過後には退所していくことが求められる。
- 更生保護施設等に入所した出所者等の多くは、頼ることができる親族等がないことから、自立先（施設退所後の住居）を調整・確保するに当たって様々な困難が生じやすい。
- 更生保護施設退所後、居所（住まい）不安定な生活を過ごす中で、再犯のリスクが高まる。



更生保護における居住支援法人との連携

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 住まい支援の関係省庁（国土交通省、厚生労働省、法務省）及び関係団体で構成
- 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図る。

居住支援協議会への参加

- 保護観察所等が居住支援協議会に参加し、更生保護制度を説明 等

133件
(R5年度)

居住支援法人と連携した事例

- 更生保護施設入所者に対して、居住支援法人が施設退所後の住居確保（契約手続支援含む）と見守り支援を実施
- 受刑者について、保護観察所が生活保護窓口と事前調整を行い、居住支援法人が出所後の住宅確保、医療機関受診、生活支援等を実施
- 保護観察所、更生保護施設、社会福祉協議会、居住支援法人、対象者でケース会議を実施
- 居住支援法人に対して、保護観察所が対象者の問題行動への対応方法等を助言
- 保護観察所が更生保護施設職員に対する研修に居住支援法人職員を講師として招聘

163件
(R5年度)

更生保護施設退所者に対する訪問支援事業

背景・導入の経緯

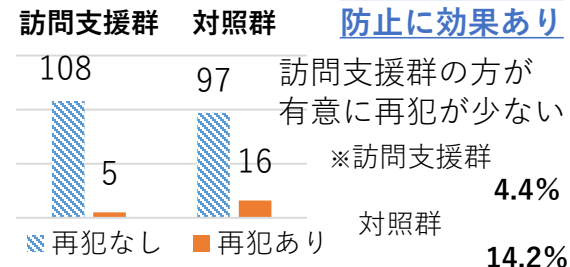
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効果

訪問支援は再犯防止に効果あり



【対象】令和3年10月から令和4年3月までの間に訪問支援を委託した113人
【方法】訪問支援を実施した者（訪問支援群）と、訪問支援を実施しなかった者（対照群）について、同一時点における再犯状況を追跡・比較

概要

実施施設

全国19施設を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置

〔函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島〕

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導
- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正①

～更生緊急保護の拡充、刑執行終了者等援助の創設～

刑事手続の入口から出口・地域までのシームレスな支援の推進

切れ目のない 支援の実施

地域支援への 円滑な移行

勾留中の被疑者に
対する生活環境調整

刑事施設等収容中の
更生緊急保護の申出

更生緊急保護
原則釈放後 6 月

金品給貸与・宿所供与について
特に必要があるとき更に 6 月

生活指導、生活環境の調整
等について特に必要があるとき

更に 1 年 6 月

刑執行終了者等に対する援助
(更生緊急保護を補完)

「息の長い」
支援へ

生活環境の調整等を行う
更生緊急保護の期間を
最長 **1 年** → **2 年** に **拡大**

(本人の申出が必要)

刑執行終了者等の改善更
生等のための情報提供・助言
等の **援助の創設**

(本人の申出は不要・その意思に反しないことを要確認)

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人のうち、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急的に、必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの

【対象】

- 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- 保護観察に付されない執行猶予者
- 検察官が直ちに訴追不必要と認めた者
- 罰金又は料金の言渡しを受けた者
- 少年院退院者・仮退院期間満了者など

【措置内容】

- 宿泊場所の供与（更生保護施設や自立準備ホームへの宿泊保護委託）
- 金品の給貸与（食事・衣料の給与等）
- 宿泊場所への帰宅援助（旅費給与）
- 生活指導 など

刑法等の一部を改正する法律による更生保護法等の一部改正②

～更生保護に関する地域援助～

「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

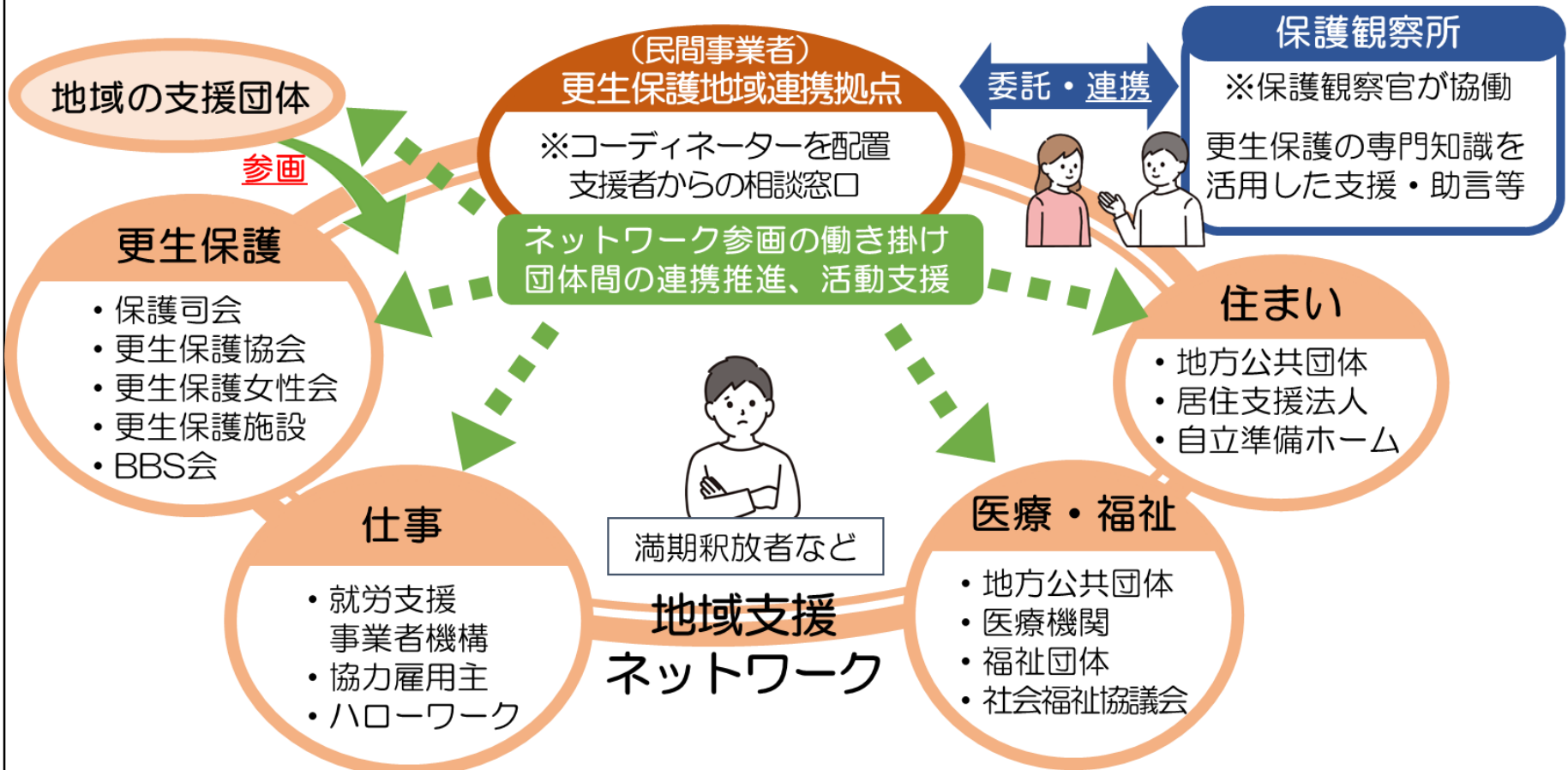
保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

更生保護地域連携拠点事業

- 関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者が、保護観察所から委託を受けて実施
- 令和4年10月から、全国3庁（旭川、さいたま及び福井保護観察所）で実施



頼れる人や居場所がなく、孤立しやすい満期釈放者などを地域全体で支えます。

參考資料

再犯防止の必要性

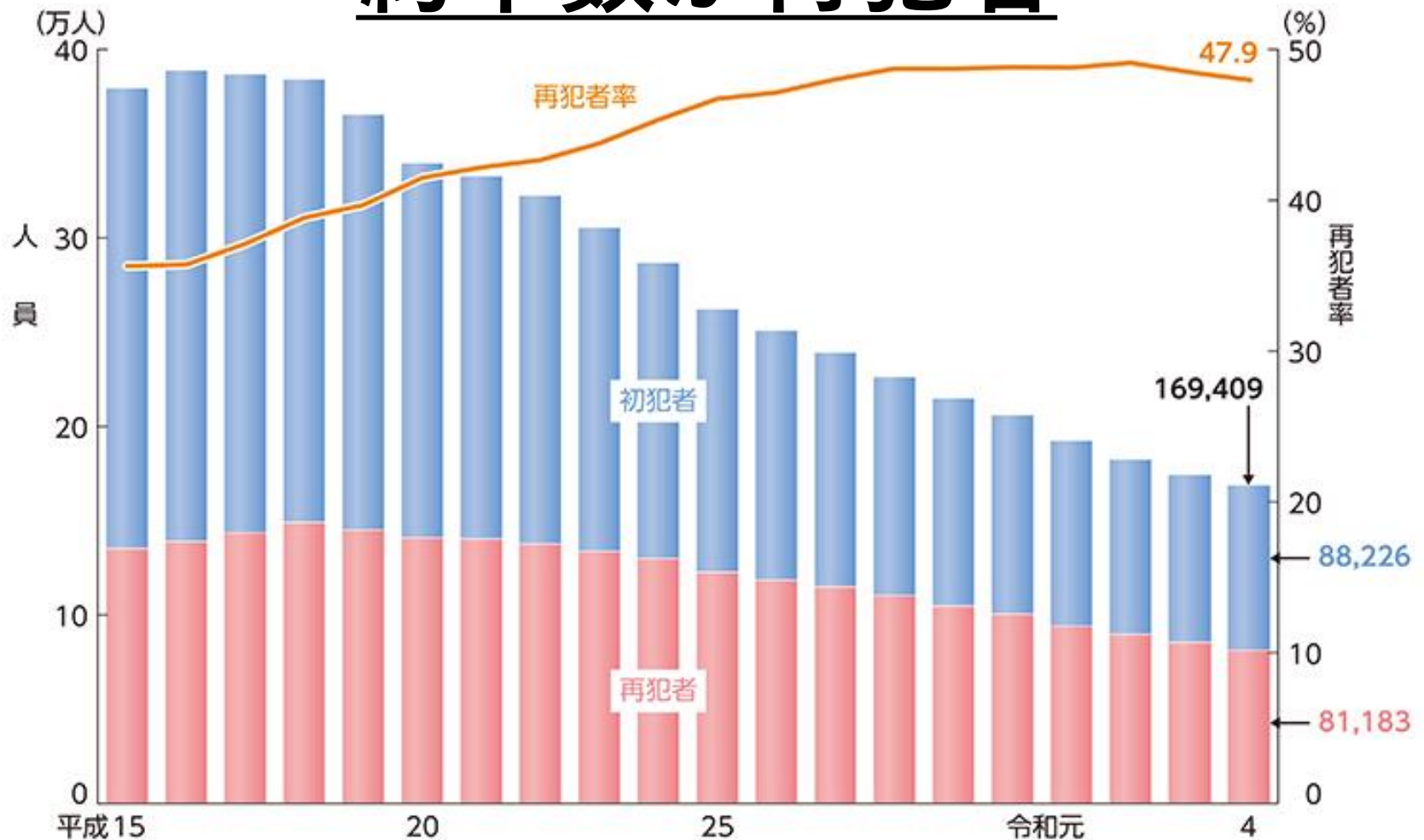
～ 刑法犯の検挙人員に占める再犯者人員が占める率の推移～

刑法犯検挙人員の

(令和5年度版犯罪白書)

約半数が再犯者

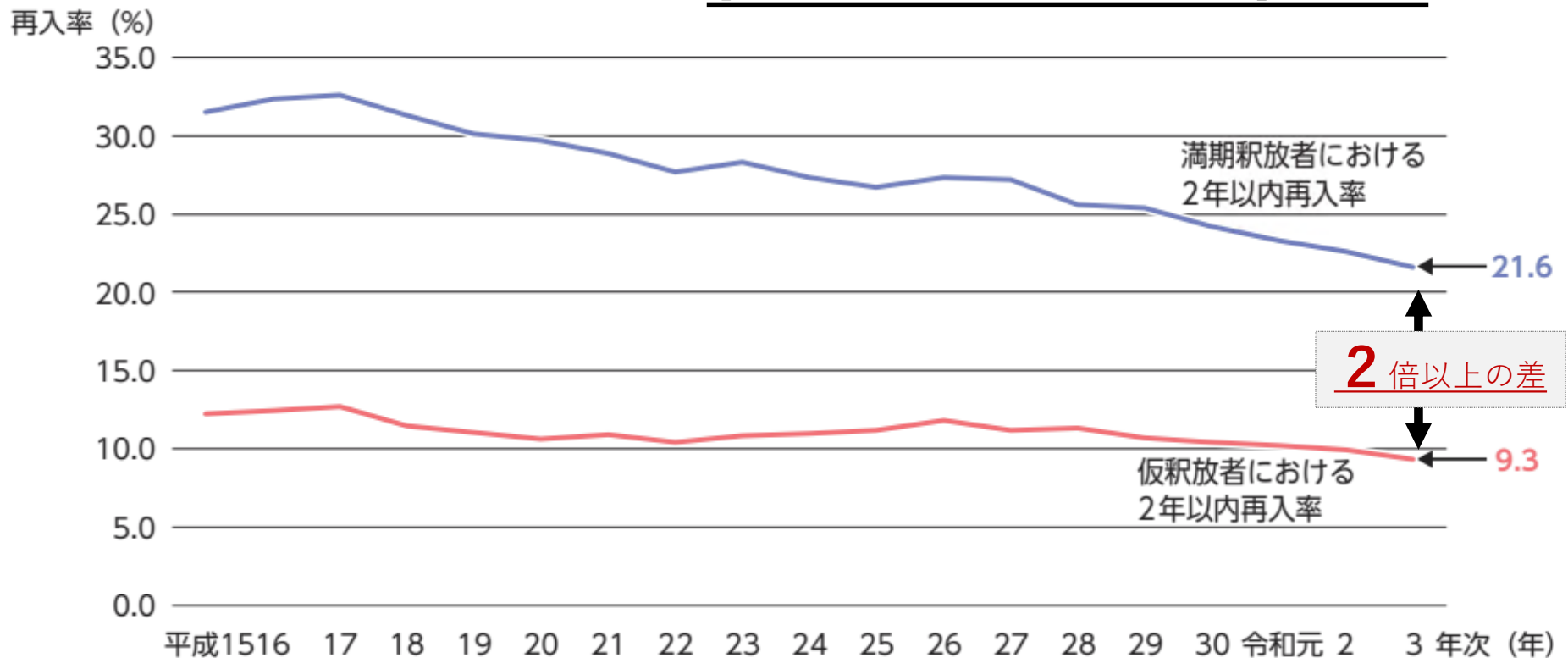
(平成15年～令和4年)



“息の長い”支援の必要性

～出所受刑者の2年以内再入率の推移（釈放事由別）～

満期釈放者は 仮釈放者と比較して 再犯リスクが高い



仮釈放者（刑期満了の前に仮に釈放された人）
→残刑期間は保護観察を受けなければならない。

満期釈放者（刑の執行が終わった人）
→更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。17

再犯防止に向けた取組 ～再犯防止推進法と再犯防止推進計画～

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防止等に関する施策について、基本的理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの

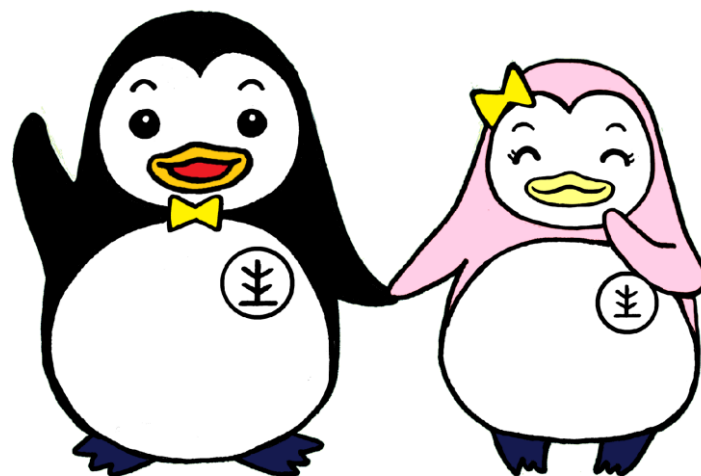
再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策での基本事項を定めたもの
- 同法第7条第6項により少なくとも5年ごとに見直すこととされ、第一次の再犯防止推進計画は、令和4年度末をもって計画期間が終了

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

- 第一次計画の施策の取組状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定されたもの
- 計画期間は、令和5年度から令和9年度末までの5か年

住宅・福祉の関係機関と連携した 「刑務所出所者等(住宅確保要配慮者)」の居住支援



更生保護のマスコットキャラクター 更生ペンギンのホゴちゃん・サラちゃん

御清聴ありがとうございました。